



製品安全データシート

製造者情報

会社 株式会社ガステック
 住所 神奈川県 綾瀬市 深谷中 8-8-6
 連絡先 技術部
 電話 0467 - 79 - 3911
 FAX 0467 - 79 - 3979

推奨用途および使用上の制限：二硫化炭素の測定に使用する。

整理番号 SDS_13M_03

作成・改訂

2022/05/31

製品名 (化学名, 商品名等)

二硫化炭素検知管 (No. 13M)

危険有害性の要約

この検知管はGHS及びJIS Z 7252(2019)に基づいた場合、成形品 (article) に該当し、通常の使用条件下では、含有化学物質等ごく少量、例えば、こん (痕) 跡量しか放出せず、取扱者に対する物理化学的危険又は健康への有害性を示さないものとして取り扱えます。従って、本製品はGHS分類基準に該当しません。

組成成分情報

前処理管：

二酸化セレン (<1%)、無水クロム酸 (<1%)、発煙硫酸 (<10%) を多孔質シリカゲル類 (5-15%) に含浸させガラス管に封入した製品。

検知管：

反応試薬 (<1%) を多孔質シリカゲル類 (<10%) に含浸させガラス管に封入した製品。

応急措置

目に入った場合 : 充填剤が目に入った場合、直ちに多量の水で15分以上洗い流し、医師の診断を受ける。

皮膚に触れた場合 : 充填剤が皮膚に触れた場合、直ちに接触部を石けん水で洗浄し多量の水で洗い流す。

大量に吸入した場合 : 該当しない。

飲み込んだ場合 : 充填剤を飲み込んだ場合、直ちに口をすすぎ、医師の診断を受ける。

火災時の措置

特別の措置はなし。

漏出時の措置

検知管が破損した場合、適切な保護具を着用し、充填剤が皮膚や目に付着したり、吸入しないようにする。

取扱い及び保管上の注意

取扱い : けがの防止のために検知管の両端を折り取る時は検知管を目から遠ざける。検知管の切り口、かけら、破損した時の充填剤に素手で触れない。

保管 : 冷暗所に保管する。

ばく露防止措置及び保護措置

該当しない。

物理的および化学的性質

外観 : ガラス管に薬剤が充填され、両端を密閉した状態。

引火点 : 該当しない。

発火点 : 該当しない。

安定性および化学的性質

安定性 : 該当しない。

反応性 : 該当しない。

避けるべき条件 : 直射日光, 高温, 冷凍は避ける。

危険有害な分解生成物 : 該当しない。

有害性情報

ガラス管充填物は多孔質シリカゲル類にごく少量の薬品を吸着させたものであり、これについての有害性情報はない。以下に充填物に含まれる薬品および担体に関する

る，単独の場合の人に対する有害性を記載した。

二酸化セレン：

急性毒性：

経口-ラット LD50：48 mg Se/kg (SeO₂換算値：67.5 mg/kg) (ATSDR, 2003)

経皮-データなし

吸入(粉じん, ミスト)-データなし

発煙硫酸：

急性毒性：

経口-データなし

経皮-データなし

吸入(粉じん, ミスト)-ラット吸入LC50：347ppm/1H

(= 86.7ppm/4H = 0.63 mg/L/4H)

(ミストと推察) (RTECS, 1995)

硫酸：

急性毒性：

経口-ラット LD50：2140mg/kg (SIDS, 2001)

経皮-データなし

吸引(粉じん, ミスト)-ラットLC50(4時間暴露)：0.375mg/L (SIDS, 2001)

無水クロム酸：

急性毒性：

経口-ラット LD50：52-113mg/kg (EU-RAR, 2005)

経皮-ウサギ LD50：30mg Cr (VI) /kg (CrO₃換算値：57.7 mg/kg)

(CICAD 78, 2013/ATSDR, 2012)

吸入(粉じん, ミスト)-ラットLC50(4時間暴露)：0.217mg/L (EU-RAR, 2005)

環境影響情報

データなし。

廃棄上の注意

この検知管には有害物質を含んでいません。一般廃棄物，もしくは産業廃棄物の“ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず”として廃棄が可能です。前処理管には有害物質であるセレンを1本当たり5.69 mg，六価クロムを1本当たり2.60 mg含んでいます。一般廃棄物，もしくは産業廃棄物の“ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず”として適切な処理を産業廃棄物処理業者へ依頼して下さい。

輸送上の注意

落下，加圧，折り曲げ等による検知管の破損を避ける。

国連番号：該当しない

国連分類：該当しない

IATA(航空)：該当しない

毒物及び劇物取締法：該当しない

消防法：該当しない

海洋規制情報：該当しない

適用法令

労働安全衛生法：

法第57条の2(令第18条の2)名称等を通知すべき有害物No. 142, 333

化学物質排出把握管理促進法：

特定第1種指定化学物質(法第2条第2項，施行令第1条別表第1)(政令番号 第88号)

その他の情報

引用文献：

Chemical Risk Information Platform(CHRIP)：NITE

厚生労働省 職場の安全サイト

本データシートは危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として取扱う事業者提供されるものです。取扱う事業者はこれを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解したうえで活用されるようお願いいたします。また、本データシートはJIS Z 7253(2019)に基づいて作成しております。記載内容は改訂日における最新の情報に基づいて作成しておりますが、新たな情報を入手した場合には追加または訂正されることがあります。

本データシートは安全性の保証をするものではありません。
